

E 43 女性の職業継続を妨げる要因について(第2報)

山口女子大家政 ○中間美砂子 篠目小 山野井佳子
中村学園短大 山本秩子

目的 女性の職業継続を妨げる要因として、第1報において本人側の問題としての能力、意欲についてみてきたので、今回は、職場側の問題、家庭側の問題についてみることにした。

方法 第1報に同じ。

結果 1. 職場における勤務条件についての意識は、既婚者の場合無回答が多く、かなり関心が低いことが認められる。(1) 勤務条件の男女差については、昇給制度、採用条件、昇進機会の男女同一化を望むものが多いのに比して業務内容の同一化を望むものは少ない。(2) 女性特有の退職制については、結婚退職、若年退職への反対は多いが、妊娠・出産退職への反対は比較的少ない。(3) 母性保護施策への要求はかなり強いが、育児休暇への要求は比較的少ない。(4) 就業機会拡大のための施策としては、再雇用、再教育を望むものが多い。又 家事・育児の問題については、理想と現実の間に大きなズレがみられ、ここに葛藤がみられる。(1) 家事については、夫の協力を望みながら、妻のみが担当している場合が多く、(2) 乳幼児の保育については、自分が直接担当(たいと望みながら、家族や保育施設に託している状況である。(3) 学童保育については、施設を利用してはいるものばかりで、止むを得ず自由に遊ばせているとするものが多い。(4) 老人・病人の看護については、拡大家族の場合、子育てをまかせたからには自分自身がみなければという意識が強い。

なお、以上の項目については、各属性別により相違があることが明らかとなった。以上の点を通じて、女性の職業継続を妨げる要因が浮きぼりにされたので報告する。